公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団
嘱託職員採用試験案内

嘱託職員採用試験を次のとおり行います。

１．採用予定人員等

職種	募集人員	週勤務時間	業務内容
スポーツ指導員	若干名	38 時間 45 分	スポーツ施設でのスポーツ指導及び管理運営業務
常勤嘱託職員	若干名		スポーツ施設の管理運営業務、スポーツ指導補助業務及びスポーツ振興事務
非常勤嘱託職員	若干名	30 時間	

※スポーツ施設の管理運営業務には、施設の貸出しや安全管理、各種事業の企画運営、施設及び附属設備等の維持保全のほか、仙台市市民利用施設予約システムの利用者登録、抽選・予約受付、使用許可、使用料徴収・還付事務などが含まれます。

２．勤務場所

カメイアリーナ仙台（仙台市体育館）、恵和興業元気フィールド仙台（新田東総合運動場）、泉総合運動場

★人事異動により、事業団が管理運営する他の市内スポーツ施設に勤務する場合があります。

３．受験資格

次の要件を全て満たしている人

（１） 普通自動車運転免許を有し運転ができる人（取得見込みを含む）

★業務で公用車を使用する場合があります。また、施設によっては変則勤務のため、公共交通機関を利用できない勤務時間があります。

（２） 文書作成（ワード）及び表計算（エクセル）等パソコンの基本操作ができる人

（３） 次のいずれにも該当しない人

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※スポーツ指導員については、（１）～（３）のほか下記のいずれかの項目を満たしていることが必要です。

①学校教育法による大学、短期大学及び専門学校において、スポーツ・体育学を専攻して卒業した人（卒業見込み含む）で心身ともに健康な人

②各種スポーツ大会で顕著な（優秀な）成績を収めた人で心身ともに健康な人

③民間企業等で「スポーツ指導の職務経験」が２年以上ある人で心身ともに健康な人

「スポーツ指導の職務経験」についての要件は以下のとおりです。

- **１週間につき30時間以上の勤務を継続した期間があること。**
- **在学中のアルバイトは計算に含むことはできません。**
- **複数の職務経験がある場合は通算します。ただし、１年未満のものは含みません。**
- **同一期間内に複数の勤務に従事した場合はいずれか一方とします。**
- **１月以上の休業期間は勤務期間から除外します。ただし、産休・育児休業は通算に含めます。**

４．試験日程・方法等

試験	試験方法	内容等
第一次試験	書類選考	申込書の記載内容に基づき選考し、全員に第一次試験選考結果を郵送します。また、合格者には第二次試験についての詳細を併せてご案内します。
第二次試験	面接試験 ※実技試験	日時：令和８年１２月２日（水）～３日（木）のうち、 当事業団が指定した日 会場：本山製作所青葉アリーナ（青葉体育館）１階会議室 青葉区堤町一丁目１番５号 ※面接試験の前（又は後）に簡単なパソコンの実技試験を行います。

５．最終合格発表　　令和８年１２月９日（水）

（１）合格者に通知書を郵送します。また、事業団ホームページでも合格者の受験番号をお知らせします。

（２）合格者が採用を辞退した場合、合格者を追加することがあります。

（３）合格者は当事業団が指定する医療機関で健康診断を受診していただきます。（１２月下旬予定）

（４）スポーツ指導員の合格者には、卒業証明書、職歴証明書、大会実績の証明等を提出していただきます。（受験資格を満たしていない場合は合格を取り消します。）

６．申込手続

（１）受付期間　　令和８年１１月２日(月)～１１月２４日（火）１７時必着

（２）専用の申込書に必要事項を記入の上、写真（３か月以内に撮影したもの）を貼付し、申し込んでください。※写真の裏に氏名を記載し、貼付してください。

（３）第一次試験結果通知用として、住所・氏名を記入した返信用封筒（１１０円切手を貼付）を同封してください。封筒は「長３」（１２０㎜×２３５㎜）程度のものを使用してください。

（４）申込書の記載が不十分なもの、写真がないものは受理しません。記入には黒インクまたは黒ボールペンを用いてください（摩擦熱でインクが消えるボールペンを使用しないでください）。

（５）**封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し**、次の宛先に郵送（又は持参）してください。

〒980-0012　仙台市青葉区錦町一丁目３番９号

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団　総務企画課

（持参の場合）９：００～１７：００　土・日・祝日を除く

７．雇用期間

令和９年２月１日から令和９年３月３１日

★勤務成績等により１年以内の期間を限度として、最大４回まで雇用契約の更新があります。

★満65歳に達した日の属する年度を超えての更新はありません。

★２年以上勤務した場合、事業職員（雇用期間の定めのない職員※定年60歳）登用試験の受験資格が与えられます。

８．勤務条件等

雇　用　形　態：(公財)仙台市スポーツ振興事業団嘱託職員

給　　与　　等：○報酬月額　①スポーツ指導員　217,800円程度

②常勤嘱託職員　188,400円程度

③非常勤嘱託職員　142,900円程度

（原則毎月２１日払）

○手当　通勤手当、超過勤務手当、賞与等（規定により支給）

○その他　昇給及び退職手当無し

勤　務　時　間：前記1.のとおり（シフト制）

変則勤務（5：00～22：30の範囲）、土曜、日曜及び祝日の勤務あり。

【①スポーツ指導員 ②常勤嘱託職員】

8：30～17：00 ／ 13：00～21：30

【③非常勤嘱託職員】

8：30～15：15 ／ 14：45～21：30

※上記を基本としつつ､勤務割表により定められた始業･終業時刻による。

（始業・終業時刻を繰上げ・繰下げる場合もあり）

社　会　保　険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入

★自己負担分は上記給与から控除されます。

休　　日：４週８休

年末年始（１２月２９日から翌１月３日）

★土曜、日曜及び祝日が休日になるとは限りません。

休　　暇：年次有給休暇、その他就業規則で定める有給または無給の休暇制度があります。

服　　務：職務専念義務、法令等の遵守義務等を負います。

解　　職：服務違反、勤務成績が良くない場合、心身の故障等一定の事由が生じた場合は解職されることがあります。

そ　の　他：スポーツ指導員には、日本スポーツ施設協会公認トレーニング指導士等の資格を取得していただきます。（費用は当事業団負担）

９．その他

（１）上記以外の就業上の条件・規律等は、嘱託職員就業規則等事業団規程の定めるところによります。

（２）申込書は、当事業団のホームページからもダウンロードできます。
ホームページアドレス　https://www.spf-sendai.jp

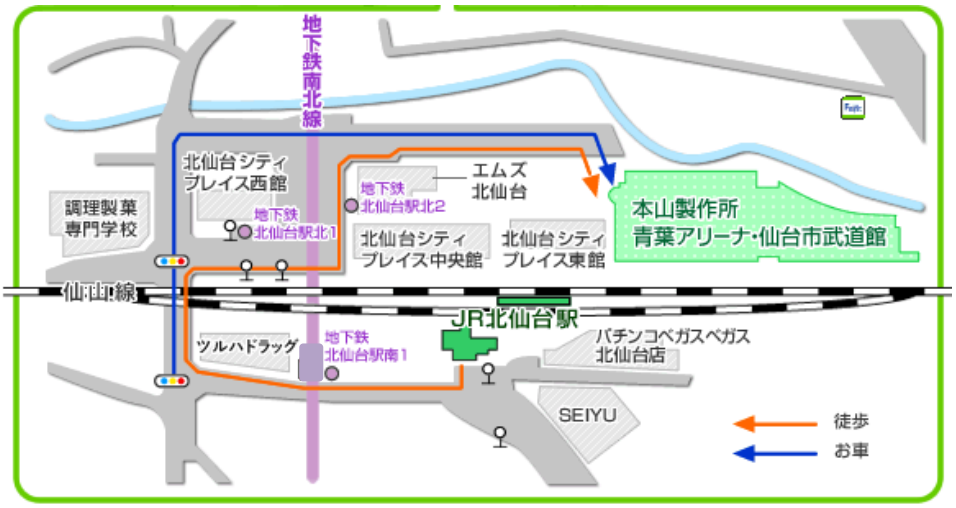
（３）ご提出いただく申込書は、返却いたしませんのでご了承ください。

１０．問合せ先

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団　総務企画課
〒980-0012　仙台市青葉区錦町一丁目３番９号　　℡　022-215-3201
https：//www.spf-sendai.jp

１１．第二次試験（面接試験）会場案内

本山製作所青葉アリーナ(青葉体育館）１階会議室　仙台市青葉区堤町一丁目１番５号



《交通案内》

●仙台市営地下鉄「北仙台駅」北２番出口より徒歩約５分

●ＪＲ北仙台駅より徒歩約１０分

※ 駐車場は大会開催等で混雑し、駐車できない場合があります。地下鉄やバスなどの公共交通機関を利用してください。